

令和6年4月より介護支援専門員法定研修が改正されます

ご存知のとおり、介護支援専門員の資格は5年毎の更新制です。有効期間が満了する1年前に更新研修を受講し、介護支援専門員証（※以降、ケアマネ証）の更新申請手続きを行わなければなりません。更新研修を受講しないと、ケアマネ証の有効期間満了日以降は、ケアマネ業務を行うことができなくなります。また、平成28年度より、主任介護支援専門員の資格も5年毎の更新制が導入され大変複雑になっています。定期的に、ご自身の有効期間を確認し、裏面「体系図」を参照いただき、必要な時期に必要な研修を受講してください。

ご不明な点は、宮崎県介護支援専門員協会 事務局までお問い合わせください。

TEL0985-61-1830 平日 9:00~17:00



注意

有効期間満了日以降はケアマネ業務ができません！！

★令和6年4月より介護支援専門員の法定研修のカリキュラムが改正されます。

改正のポイント

- ・高齢者の生活課題の要因等を踏まえた支援の実施に必要な知識や実践上の留意点を継続的に学ぶことができるように“適切なケアマネジメント手法の考え方を科目類型として追加”
- ・認知症や終末期など意思決定支援を必要とする利用者や世帯が増え、根拠ある支援のための知識や技術の変化が進み、職業倫理の重要性が一層高まることを見込まれるため、“権利擁護や意思決定支援の職業倫理についての視点を強化”
- ・“地域共生社会の実現に向け、介護保険以外の領域を含め”て、制度・政策、社会資源等についての近年の動向（地域包括ケアシステム、認知症施策大綱、仕事と介護の両立、ヤングケアラー、科学的介護（LIFE）、意思決定支援等）を踏まえた見直し
- ・法定研修修了後の継続研修（法定外研修、OJT等）で実践力を養成することを前提に、“カリキュラム全体の時間数は増やさず”、継続研修への接続を意識した“幅広い知識の獲得に重きを置いた時間配分（＝講義中心）に見直す”

上記改正の内容を踏まえ、新カリキュラムに向けた準備を進めています。

改正に伴い令和6年度の実施時期が変更になります 更新研修（**実務未経験者**）を受講予定の方はご注意ください

■研修名 更新研修（実務未経験者）及び再研修

（変更前）例年6月に実施
終了：8月末

変更

（変更後）令和7年1月に実施 終了：令和7年5月末頃
※令和6年度ケアマネ試験合格者が受講する実務研修と同時開催

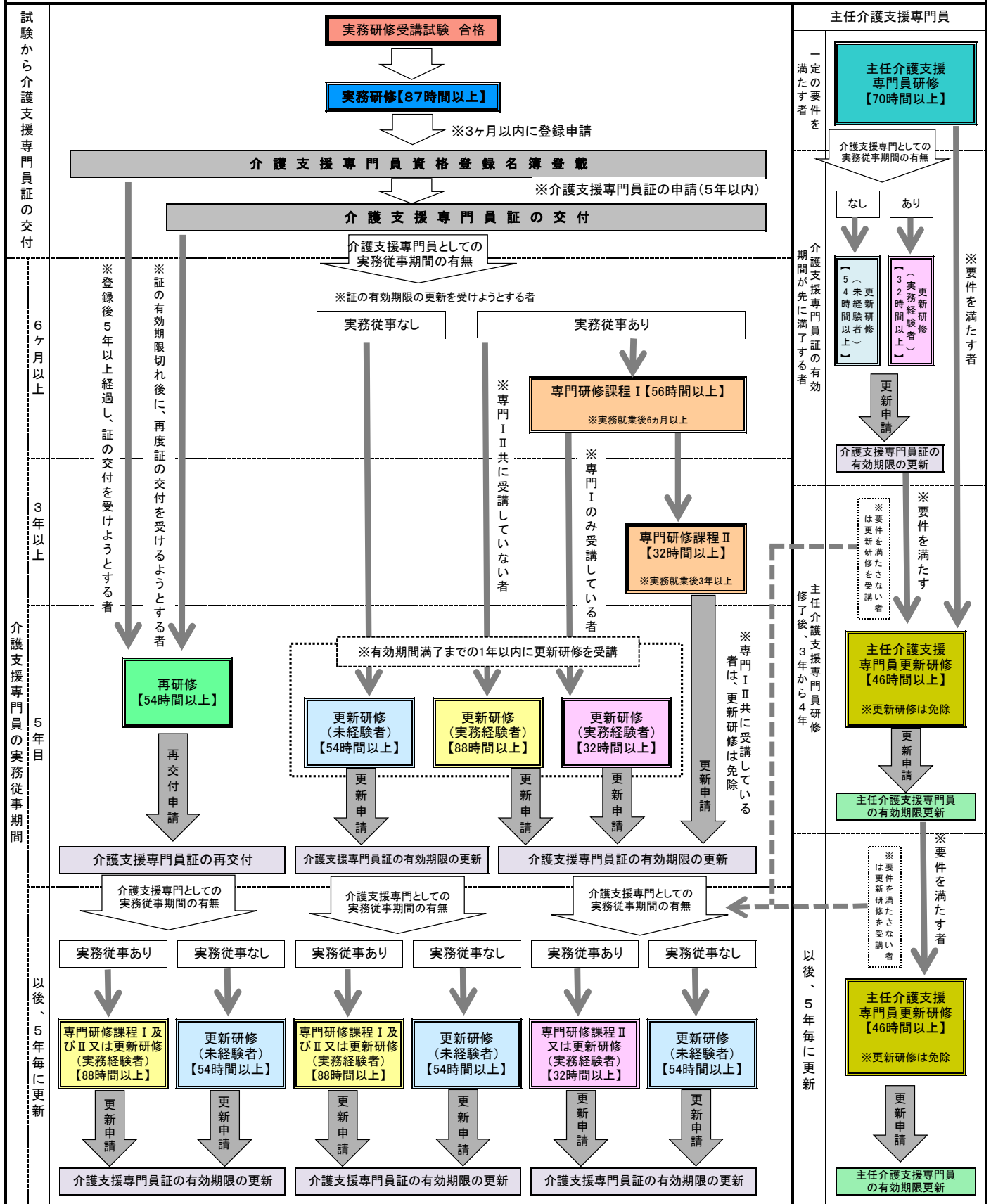
実施時期の変更に伴い、※1）令和7年5月末までに有効期限が切れる方は、1月から開催する『令和5年度 第2回 更新研修（実務未経験者）』を受講することが可能です。※1）の方には、宮崎県に登録のある自宅住所へ12月初旬に開催要綱を郵送します。対象の有無を確認し受講してください。**実務経験者を対象とした更新研修や、主任（更新）研修は、例年と同じ時期に開催する予定で計画しています。**

詳細は、令和6年4月頃に改めてご案内します。

当協会では、宮崎県の指定を受け、ケアマネに係る全ての法定研修を実施しています。会員の皆様も、正しく資格管理が行え、支障なくケアマネ業務が継続できるよう、お手伝いさせていただきます。



介護支援専門員の資格及び研修体系図 (H28年4月施行)



※注意※

1. 介護支援専門員証の有効期間(主任介護支援専門の有効期間を含む)は、ご自身でしっかりと管理してください。
2. 修了した研修によって、次回受講する研修が異なってきます。研修修了証明書は大事に保管してください。紛失された場合は、再発行はいたしません。
3. 主任介護支援専門員更新研修を受講するには受講要件があります。受講要件(裏面)をしっかりと確認し、計画的に準備を進めて下さい。
4. ご不明な点は、宮崎県介護支援専門員協会(0985-61-1830)へお問い合わせください。